

原付バイク通学規程

1. 原動機付自転車（以下、原付バイク）によるバイク通学をする場合は「原付バイク通学許可願」を提出し許可を受けることとする。
2. 許可条件
 - （1）本校の校則を遵守し、基本的な生活習慣が身についているものとする。
 - （2）原付バイクの運転経験（運転免許取得日より起算）が1ヶ月以上とする。
 - （3）申請日前の1ヶ月以内に交通違反や交通事故を起こしていないこととする。
 - （4）通学範囲は学校を中心として直線距離で8km以上 20km未満とする。ただし、つくば市内在住で20kmを超えるものについては許可する。
 - （5）バイク通学許可は1年次夏季休業以降からとする。
3. 許可申請提出書類
 - （1）原付バイク通学許可願
※許可を受けた者・・・誓約書、保険加入証明書類（自賠責及び任意）、免許証のコピー等を提出する。
4. 許可申請受付期間
5月、9月、1月の年3回とする。
受付期間はその月の第2月曜日からの1週間とし、第3月曜日に説明会を開く。
5. 通学用原付バイクの点検
申請を許可された者は、通学用原付バイクの点検を受けなければならない。
6. 許可証の交付
原付バイク通学を許可された者は、原付バイク通学許可証、ステッカーの交付を受ける。許可証の交付はその月第3金曜日放課後とする。
7. 通学用原付バイクの仕様規定
 - （1）排気量は50cc未満とする。
 - （2）改造してはいけない。また改造してあるバイクを乗ってはいけない。
 - （3）フルフェイス又はジェットヘルタイプのヘルメットを着用する。
 - （4）原付バイク、ヘルメットには学校指定のステッカーを貼付する。
8. 許可を受けた者は通学時には「原付バイク通学許可証」を携帯する。
9. 車両は定められた場所に置き、管理に十分注意する。
10. 部活動の試合（公式、練習）に原付バイクで行ってはいけない。
11. 生徒指導部で行う安全講習会に必ず参加する。
12. この規定に違反したとき、または交通違反を犯したときは許可を取り消す場合もある。
13. その他
 - （1）原付バイク通学を中止するときは担任に申し出る。
 - （2）生徒指導を受けた者は一定期間の停止、または許可を取り消す。
 - （3）学校敷地内においては徐行する。
 - （4）車両の貸し借りをしない。
 - （5）バイクの点検は新規許可者と一緒に年3回（5月、9月、1月）実施する。その際免許の確認をする。
 - （6）通学用原付バイクが変更になった場合はすみやかに申し出る。